

伊 平 屋 村
地域包括支援センター
業務継続計画（BCP）
【 感染症編 】

令和 8 年 9 月策定

はじめに

本計画は、新型コロナウイルス感染症等の感染症が蔓延した場合においても、住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供することを目的とする。

計画を策定することで、計画の趣旨及び感染症の発生・蔓延時に優先的に実施する業務に対する認知の浸透を促すとともに、業務実施を妨げる課題の解消・軽減に向けた対策の検討と実施、マニュアルの整備及びマニュアルに基づく訓練の実施といった取組を進める。

実際に感染症が発生・蔓延した際には、想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国や沖縄県等が提供する正確な情報を適宜入手し、本計画を基に的確な行動をとることが重要である。

業務継続計画(BCP)は、伊平屋村地域包括支援センターが、人員等の資源が制約された状況下において、村民生活に必要な行政サービスを維持するため、継続する業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めるものである。

【 目次 】

1. 総則	1
(1)基本方針	
2. 平常時の対応	
(1)体制構築・整備	
(2)感染防止に向けた取り組みの実施	2
3. 緊急時対応	
(1)初動対応	
(2)情報伝達の流れ	
(3)関係機関一覧	3
4. 感染拡大防止体制の確立	
5. 職員の確保	
6. 訓練・教育	4
(1)BCP訓練	
(2)普及啓発・周知	
7. 点検・是正	

1. 総則

本計画は、新型コロナウイルス等の感染症が蔓延した場合においても、サービス提供を継続するために、伊平屋村地域包括支援センター（以下センターという）の実施すべき事項を定め、平素から準備を行い、危機の発生から平常時への復旧について、応急的な対処から平常回復までの対応を計画的に行い、サービス利用者への影響を最小限にとどめる環境を整えることを目的とする。

（1）基本方針

本計画の基本方針は次のとおりとする。

① 利用者の安全確保

利用者は重度化リスクが高く、利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意して感染拡大防止に努める。

② サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要な機能を維持する。

③ 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活を維持しつつ、感染拡大の防止に努める。

2. 平常時の対応

（1）体制構築・整備

① 継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。

感染症対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要がある。また対策の推進には、多くの部門が関与することが効果的である。

② センターの実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

区分	役割
管理者 (福祉保健課長)	・ センター統括 ・ 関係部署との連絡調整 ・ 災害の事前対策、訓練の実施
職員 (保健師・行政事務等)	・ 医療機関や他施設等、関係機関(居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、自治会、自主防災組織、消防、警察等)との連携 ・ 物品管理・補充(消毒液・マスク・PPE 等) ・ 報告・連絡フローの確認と更新 (参照)『福祉保健課・社協緊急時体制図』

(2) 感染防止に向けた取り組みの実施

- ① 厚生労働省・沖縄県・関連団体のホームページから最新情報を収集する。
- ② 関係機関・団体等からの情報を共有・利用する。
- ③ 必要な情報をセンター内で共有・周知する。
- ④ 職員は日々健康管理を行い、感染が疑われる場合は直ちに管理者(福祉保健課長)に連絡する。

3. 緊急時の対応

(1) 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動がとれるよう準備しておく。

① 対応主体

管理者(福祉保健課長)の統括のもと、職員一丸となって対応する。ただし、対策本部が発足した場合は対策本部長の指示に従う。

② 第1報

感染疑い者が発生した場合、速やかに管理者(福祉保健課長)に報告する。

【職員の場合】	【利用者の場合】
* 自宅待機し、健康観察を実施する。 * 適切な時期に検査を実施する。 * 今後の対応等をセンター内で共有する。	* 直近のサービスの利用状況と職員との接触有無の確認。 * 状況について関係事業所に報告し、サービスの必要性を再度検討する。

(2) 情報伝達の流れ

フェーズ	連絡者(送)	連絡者(受)	情報の内容
第1報	職員(職員本人)	管理者(福祉保健課長) ※閉庁時は携帯・LINE 等	* 発熱等の症状 * 感染の2日前までの行動
	職員(利用者)		* 直近の利用状況・職員との接触有無
感染確定	職員	管理者(福祉保健課長)	* 感染確定+身体状況等
		関係機関	情報提供
	職員(利用者)	管理者(福祉保健課長)	* 利用者の感染確定
	管理者 (福祉保健課長)	職員	* 感染者情報
		伊平屋診療所	* 今後の対応
		伊平屋村(総務課)	* 感染状況報告
		沖縄県北部保健所	* 感染拡大防止対策の依頼

(3) 関係機関一覧

機関名	住所	電話	FAX / Mail
沖縄県立北部病院 附属伊平屋診療所	伊平屋村字我喜屋 283 番地 2	0980-43-4115	0980-46-2587 iheyacclinic@gmail.com
伊平屋村 社会福祉協議会	伊平屋村字我喜屋 300 番地	0980-46-2477	0980-46-2340 iheyashakyo@yahoo.co.jp
生活支援ハウス とらず園	同上	0980-46-2339	
伊平屋村立 歯科診療所	伊平屋村字我喜屋 217 番地	0980-46-2853	0980-46-2094 iheyadentalclinic@gmail.com
伊平屋駐在所	伊平屋村字我喜屋 314 番地 1	0980-46-2130	

沖縄県立北部病院	名護市大中 2 丁目 12 番地 3	0980-52-2719	0980-54-2298
北部地区 医師会病院	名護市宇茂佐 1712 番地 3	0980-54-1111	0980-53-7541
本部町今帰仁村 消防組合消防本部	本部町字大浜 850 番地 3	0980-47-7119	0980-51-6015
沖縄県 北部保健所	名護市大中 2 丁目 13 番地 1	0980-52-2714	0980-53-2505
沖縄県 北部福祉事務所	名護市大中 2 丁目 13 番地 1	0980-52-2715	0980-52-7544

4. 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査等対応中に、迅速に感染拡大防止体制を確立する。

(1) 感染拡大防止体制

- ① 伊平屋村、沖縄県北部保健所へ感染状況を報告し、感染拡大防止策について指示を仰ぐ。
- ② 感染疑い者との接触が懸念される関係者へ速やかに情報提供する。
- ③ 当該利用者へのサービスを中断する場合は、家族等による支援が不可能な場合は医療機関への入院を検討する。

5. 職員の確保

介護予防支援業務にかかる職員不足が見込まれる場合は、優先業務対応を実施し、勤務可能な職員では対応しきれない場合は、福祉保健課内保健師等の協力を得る。

職員の不足が見込まれる場合には、早めに応援職員の要請を検討し、可能な限り長時間労働や一部の職員への業務過多にならないように配慮する。

6. 訓練・教育

(1) BCP 訓練

- ① 新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げ訓練(※伊平屋村役場と連携して行う)
迅速な招集、必要資器材の準備、関係先との情報連絡等、新型インフルエンザ等対策本部立ち上げの具体的活動の流れを確認する。
- ② 机上訓練
県内発生早期から県内感染期に進展、職員が発症など複数の状況を設定して、発生段階における具体的対応を机上で確認する。
- ③ 代替要員による業務の継続訓練
職員の発症等を想定して代替要員による業務の手順確認を行う。
- ④ クロストレーニング
職員が複数の継続業務を実施できるように日常的にトレーニングを行い、欠勤者の代替要員を育成する。
- ⑤ 在宅勤務の試行
PC 操作、通信環境、セキュリティ環境、在宅勤務に必要な資料等を確認する。

(2) 普及啓発・周知

- ① 基礎知識の習得
新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染対策の内容、本人や家族が発症した際の対応等を教育・周知する。
- ② 感染対策に関する習熟訓練
マスク・手袋等の着用の仕方・捨て方、正しい手洗い・うがい・消毒の仕方、出勤時の体温測定等を確認する。
- ③ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練
誘導等の処置の仕方、連絡先、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等を確認する。

7. 点検・是正

実効性を維持・向上させる観点から、『伊平屋村 新型インフルエンザ等対策のための BCP (業務継続計画)』との整合性を保ちつつ、次に示すような場合に、本 BCP の点検・是正を行う。

- ① 新型インフルエンザ等や感染症対策に関する新たな知見が得られた場合
- ② 国及び沖縄県の新型インフルエンザ等に関する計画やガイドラインに変更が生じた場合
- ③ 組織改正や業務内容に変更があった場合
- ④ 訓練等を通して、課題が明らかになった場合